

令和2年5月定例農業委員会 会議録

令和2年5月11日（月）

会 議 次 第

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 事

- ・議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

4. その他

5. 閉 会

(午後 1時00分開会)

・事務局

局長、お願いいたします。

・局長

皆さん、改めまして、こんにちは。

本日の定例会を開催するにあたり、今、事務局から説明をさせていただきましたが、いろいろと皆さん方にご迷惑、それからご協力いただいておりますこと、改めて感謝させていただきます。ありがとうございます。

コロナウイルスですが、橋本保健所管内においても、具体的な名称が、・・・であったりとか・・・であったりとか・・・であったりとか、そういった名前も出ながら感染者の方が一時は出ました。

5月に入ってこの10日間、保健所管内では発生していないということですが、まだまだ予断を許さない状況が続いているということで、本日こういった形での会議を開催させていただいたところ です。

市としてのコロナウイルス対策の支援策については、明日、記者発表をさせていただきます。具体的なことはまだ現段階では申し上げることはできないんですが、農業者の方への支援も含めて、私たち農林振興課管轄の中で提案をさせていただきたいと思っています。

それから、他の自治体等ではマスクが送られてきたり1軒1軒配布されたりというようなこともあるんですが、本市においてはいくらかの商品券、クーポン券を送付をするという段取りをしているところです。明日、記者発表をさせていただいた後、新聞等、報道されると思いますので、本日においてはこの内容でご容赦いただきたいと、そんなふうに思っています。

本来ですと、これから農繁期、いろんな野菜等の種をまいたりというような、そういう状況の中で、本当にコロナウイルスのいろんな影響が出ているということで心苦しいんですが、私たち、日々できることを精一杯、皆さんのご協力を得ながら努めたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

本日はご出席いただきまして、どうもありがとうございます。

・事務局

議事の進行につきましては、橋本市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が会議の議長となり会議を掌理するとなっております。

以後、会長におかれましては、ご挨拶の後、議事の進行をお願いいたします。

・土井会長

それでは、皆さん、こんにちは。

5月の定例農業委員会ということでございますけれども、今までとは大変雰囲気というか赴きが変わった、変化もした形をとってございます。今までこういう経験のないことでございます。

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が延長されている現状に鑑みまして、拡大防止に努め、自粛を引き続き実行しながら、収束に向けて尽力するということが大変重要であろうかと思えます。社会的にも大変大きな影響が出てございます。10項目にわたって新しい生活様式が提言されており、この中でも会議・会合は速やかに少人数で実施するということが述べられていますことから、今回、農業委員会では法に規定されている法則にのっとりまして実施をしていくということでございますので、ご承諾をお願いをいたしたいと、このように思います。

橋本保健所管内におきましても陽性者が認められており、緊張感を持って日々送っておるわけですが、この10日間、新しい陽性者もなく推移しており、もう少しの我慢というふうに思っております。早く通常の生活に戻り、平常の定例会になるということをお祈りをするものでございます。

それでは、只今より議事に入ります。座って議事を進めます。

・議 長

事務局から、本日の出席委員についての報告を願います。

・事務局

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の出席委員数についてご報告を申し上げます。

農業委員11名中7名の出席でございます。なお、議席番号1番吉田耕平委員、議席番号4番大西敏夫委員、議席番号5番廣田征男委員、議席番号6番田中里美委員より欠席届が提出されております。以上です。

・議 長

事務局の報告のとおり、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び橋本市農業委員会規則第7条の規定により、出席委員は在任委員の過半数に達しており、本日の会議は成立していることを宣言いたします。

議案の審議に先立ち、当職から議事録署名人の選任を行います。橋本市農業委員会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員は、議席番号8番林義文委員、議席番号9番岡本彰文委員の2名を指名いたします。

また、書記には事務局職員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

本日審議いたします案件は、提出議案2件です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について を上程し、事務局の説明を求めます。

・事務局

農地法第3条第1項の規定による許可申請について説明します。議案書の3-1ページと位置図の3-1をご覧ください。

整理番号1番の案件についてご説明いたします。申請地は橋本市神野々……。登記簿地目及び現況は田です。今回の申請は売買による所有権の移転です。和歌山市に在住し農地の維持管理が困難になってきた譲渡人と、新築する家の近くに農地を探していた譲受人とが話がまとまり、本申請に及びました。譲受人、……。氏の経営耕地面積は、取得しようとする農地と合わせて合計……。㎡で、旧山田村の下限面積40aをクリアしています。周辺農地への被害防除措置等、影響はありません。譲受人は軽トラック1台、動力噴霧器1台。草刈り機1台を所有しており、農業従事者は2名です。

続きまして、整理番号2番の案件についてご説明いたします。位置図は3-2ページをご覧ください。申請地は橋本市恋野……。です。登記簿地目及び現況は田です。今回の申請は売買による所有権移転で、農地の維持管理が困難になってきた譲渡人と農地の拡大を考えていた譲受人とが話がまとまり、本申請に及びました。譲受人、……。氏の経営耕地面積は、取得しようとする農地と合わせて合計……。㎡で、旧恋野村の下限面積30aをクリアしてい

ます。周辺農地への被害防除措置等、影響はありません。譲受人はトラクター、耕運機、コンバイン、田植え機をリースしており、農業従事者は1名です。

以上について、農地法第3条第2項各号に照らし書類審査及び現地調査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、許可相当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

・議 長

事務局の説明が終わりました。担当委員さんから追加説明をお願いします。

・岡本委員

1番の案件ですが、・・・さんのところは、今は大野で作っておられるんですけども、神野々に移住してやるということになっていきますので、次の2号でも出てまいります。大変、前任者は公園みたいなのを作って畑もよく管理しとったんですけど、1人になってしまったので、残念ながら完成できて作れなくなったと。買っていただいた人が地元の人ですし、親元がかねて親元におられるんですけども、農業してますので、経験も豊富なようでございますので、非常に結構なことかと思えます。以上です。

・議 長

次。

・大西（正）委員

3番の恋野、大西です。事務局の方から説明していただいたとおりなんですけども、譲渡人というのは・・・というお仕事をされていまして、場所は隅田ということで、土地は恋野にあるんですけど、ちょっと遠方ということもあるし、そういうほかの事業もされていて、ちょっと遠方ということで維持管理が。先代より相続されてということなんですけど、そういうことでちょっと困難ということもあって、たまたま地元、近くの方で農地を探していたということで・・・の方と、譲受人と話ができて、売買という形で土地の方も良好に維持管理されています。問題、特にありません。以上です。

- ・議 長
これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。

・・・・・・・・

- ・議 長
質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について を
採決いたします。
本件を許可することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

- ・議 長
ご異議がないようですので、本件は原案のとおり許可することに
決定いたします。
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について を
上程いたします。事務局の説明を求めます。

- ・事務局
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
ご説明いたします。議案書の5-1ページ及び位置図の5-1
ページをご覧ください。
整理番号1番の案件についてご説明申し上げます。申請地は橋
本市神野々・・・、位置は市立西部小学校より南、・・・mに位置
する第3種農地で、登記簿地目及び現況は畑です。譲受人は現在
の住居が手狭になり移住地を探していたところ、和歌山市在住で
農地の維持管理が困難となっていた譲渡人と話がまとまり、本申
請に及びました。計画によりますと、木造2階建ての住居を建設
します。汚水については公共下水で放流し、雨水については収集
後、申請地西側の側溝へ放流します。このことについて、畑田池
土地改良区の同意書が添付されております。隣接する農地は3筆
ありますが、所有者の同意を得ており、現地調査を行ったところ、
転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業
に要する経費については・・・円と見積もられ、必要額以上の残
高証明書が添付されています。

整理番号2番の案件についてご説明申し上げます。位置図の5

ー 2 ページをご覧ください。申請地は橋本市隅田町垂井・・・、位置は市立隅田小学校より北東、・・・mに位置する第2種農地で、登記簿地目及び現況は田です。申請事業者は申請地の隣接において会社経営を行っており、事業の拡大を図るため従業員の駐車場及び会社使用車の駐車場を必要としていたところ、高齢のため農地の維持管理が困難となっていた譲渡人と話がまとまり、本申請に及びました。計画によりますと、7台分の駐車場を整備します。排水については、汚水、雑排水は発生せず、雨水については申請地東側より北側を通過して北西の既設水路へ放流します。このことについて、紀の川用水土地改良区及び水利組合の同意書が添付されています。隣接する農地は3筆ありますが、所有者の同意を得ており、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費については、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書が添付されています。

整理番号3番の案件についてご説明申し上げます。位置図の5ー3ページをご覧ください。申請地は橋本市紀ノ光台・・・、位置は境原小学校より南東、・・・kmに位置する第3種農地で、登記簿地目及び現況は畑です。譲受人は申請地北東側の分譲地に店舗の開業を計画しており、店舗用地には駐車場が確保できず適地を探していたところ、高齢のため農地の維持管理が困難となっていた譲渡人と話がまとまり、申請に及びました。計画によりますと、8台分の駐車場を整備します。排水について、汚水、雑排水は発生せず、雨水については公共水路へ放流します。このことについて、地元自治会の同意書が添付されています。隣接する農地はなく、現地調査を行ったところ、転用による周辺農地への著しい影響はないと判断されます。事業に要する経費については、・・・円と見積もられ、必要額以上の残高証明書が添付されています。

以上の案件について、農地転用許可基準に照らし審査いたしました結果、申請に必要な書類はすべて添付されており、転用の目的実現も確実と思われ、許可相当と判断いたしました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

・ 議 長

事務局の説明が終わりました。

担当委員さんから追加説明をお願いします。

- ・岡本委員

先ほど1号議案で説明いたしました場所のちょうど北側になるんですが、そこが全部同じ・・・さんの持ち物でございまして、横にまた、右手東側の方には山林がありまして、これは農業委員会の方には出していませんけども、それもひっくるめて全部やるということでございますので、その前が田んぼと、こういうことでございまして、特に問題なく、非常に結構なことと思っております。

- ・田中（一）委員

7番田中です。2番、3番の件につきまして、今、事務局の方から詳しく説明していただいたとおりでございまして、私の方からは追加説明するものはありません。以上です。

- ・議長

これより質疑に移ります。質疑される方はご発言願います。ありませんか。どうぞ。

- ・木下委員

2番木下ですけど、3番の案件について教えてほしいんですが、今、グーグルマップ見たら、今は地目が畑となっていますが、何か分譲住宅を販売するような形になっていると思うんですけど、元々が畑でしたから、もう何か転用する時にそのつど駐車場とか宅地とかそういうふうにするわけですか。

- ・事務局

委員おただしのとおり、多くの場合は開発をする時にすべての地目変更とかも行うんですけども、この場所については地目変更をせず、今まで登記地目のままで置いてあったと。紀ノ光台だけではなくて、例えば三石台の中にも、住宅街のど真ん中にも農地がある所がございます。今回は登記地目が畑、農地ですので、農地法の適用を受けることになりましたので転用申請いただいておりますということになります。以上です。

- ・木下委員

分かりました。

・議 長

わしから構んかい。案件の1やけど、・・・㎡の宅地やと。1反以上の宅地でしょう。でっかいわな。これ家建てて、建てたあとの残り、駐車場か何かにするつもりかな。1反って言うたら、昔の家のところでは1反から1反超える、前会長の芋生会長さんところの宅地だったら1反3畝ほどあるんですな、昔からのやつで。1反超える宅地いうたら、どえらい広いと思うで、これ、あとうまいこと活用するの。

・事務局

ご説明申し上げます。図面の方を皆様にお示しをさせていただいてはないんですが、この宅地以外の残る部分につきましては、一部を駐車場に利用し、あと3分の1ほどの土地につきましては芝生を敷いて管理をするということになっております。

過去、転用面積、転用割合につきましてはいろんな規定があったんですが、これを県に確認しましたところ、現在のところ和歌山県ではそういったものはないと。県下どこの市町村においても、面積割にしたり何やかや明文化されたものはないので、きちっと図示されておるようであれば問題ないということで指導いただいております。

・議 長

大きいのは構えへんけど。すごいなと思って。1反の宅地っていったら、どえらいわな。
ほかにありませんか。

・・・・・・・・

・議 長

それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について を採決いたします。本件を進達することにご異議ございませんか。

(委員より「異議なし」の声あり)

・議 長

ご異議がないようですので、本件は許可相当の意見を付して原

案のとおり県知事に進達することに決定いたします。

以上をもちまして、本日の農業委員会総会に付議された議案はすべて終了いたしました。

委員の皆さんから何かご意見、ご質問ございませんか。

．．．．．

・議 長

なければ、これをもちまして、令和2年5月農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 1時24分閉会)

橋本市農業委員会会議規則第18条により署名する。

令和2年5月11日

会 長 土井 清美 ⑩

8 番 林 義文 ⑩

9 番 岡本 彰文 ⑩